

令和2年度
交通の動向

令和3年度
交通施策

第204回国会（常会）提出

この文書は、交通政策基本法（平成25年法律第92号）第14条第1項の規定に基づく令和2（2020）年度の交通の動向及び講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく令和3（2021）年度において講じようとする交通施策について報告を行うものである。

令和2年度
交通の動向

第204回国会（常会）提出

目次

第 I 部 令和 2（2020）年度 交通の動向

第 1 章 交通を取り巻く社会、経済の動向	4
（1）人口と年齢構成の変化	4
（2）経済及び商取引貨物の動向	6
（3）就業者数の動向	10
（4）障害者の状況	12
（5）訪日外国人旅行者の状況	14
（6）家計の消費行動の変化	18
（7）自家用車の保有状況	20
（8）ICTの普及	22
（9）交通施策と連携する施策の動向	24
（10）世界の社会・経済の動向	26
第 2 章 輸送量とその背景及び交通事業等の動向	30
第 1 節 輸送量とその背景	30
（1）国内旅客輸送	30
（2）国内貨物輸送	34
（3）国際旅客輸送	36
（4）国際貨物輸送	37
第 2 節 交通事業等の動向	39
（1）交通事業の事業規模	39
（2）交通事業の就業者数	41
（3）ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	43
（4）交通系ICカードの普及	45
（5）交通事業等の環境への影響	46
（6）大規模災害による交通への影響と対策	49
（7）新型コロナウイルス感染症による交通への影響（2020年度）	52
第 3 章 各交通モードの動向	64
第 1 節 道路交通	64
（1）道路ネットワーク	64
（2）自動車運送事業等総論	68
（3）バス事業	71
（4）タクシー事業	75
（5）トラック事業	77

第2節 鉄道交通	79
(1) 鉄道事業総論	79
(2) 幹線鉄道	83
(3) 都市鉄道	86
(4) 地域鉄道・LRT	90
(5) 貨物鉄道	93
第3節 海上交通	95
(1) 海上交通ネットワーク	95
(2) 海事産業総論	103
(3) 外航	103
(4) 内航	110
第4節 航空交通	114
(1) 航空交通ネットワーク	114
(2) 航空運送事業等総論	122
(3) 国際航空	125
(4) 国内航空	128

第Ⅱ部 コロナ禍を乗り越え、進化する交通

第1章	コロナ禍が社会・交通に与えた影響	131
第1節	パンデミックの歴史と新型コロナウイルスの感染拡大	131
(1)	繰り返すパンデミックの歴史	131
(2)	新型コロナウイルス感染症の発生・拡大	132
第2節	コロナ禍による移動の停滞と経済の落ち込み	136
(1)	大きく落ち込む我が国経済	136
(2)	外出・移動量と経済活動の関係	137
第3節	コロナ禍を契機とした新たな生活・行動様式の風潮	139
(1)	「新しい生活様式」の実践例	139
(2)	高まる密回避、非接触、防疫の意識	139
(3)	地方移住、ワーケーションへの関心の高まり	143
第2章	コロナ禍を乗り越え、進化するための交通政策	146
第1節	公共交通の維持と安全・安心の確保	146
(1)	運送サービスの持続可能性の確保	146
(2)	公共交通における感染防止対策の徹底	159
第2節	新たな移動ニーズへの対応	166
(1)	交通分野での混雑分散や非接触の促進	166
(2)	パーソナルな移動手段の充実	172
第3節	今後の展望	178

第Ⅲ部 令和2(2020)年度交通に関して講じた施策

第1章	豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現	179
第1節	自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する	179
(1)	地域公共交通ネットワークの再構築	179
(2)	まちづくりと連携した鉄道駅の整備	182
(3)	条件不利地域における生活交通ネットワークの確保・維持	182
(4)	地域公共交通事業の基盤強化	183
(5)	過疎地物流の確保	184
(6)	支援の多様化	184
第2節	地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする	185
(1)	バス交通の利便性向上とLRT、BRT等の導入	185
(2)	コミュニティバスやデマンド交通の効果的な導入等	185
(3)	自転車の利用環境の創出	186
(4)	超小型モビリティの普及	187
(5)	レンタカーの活用	187
(6)	バスフロート船の開発など海と陸のシームレスな輸送サービスの実現	187
第3節	バリアフリーをより一層身近なものにする	189
(1)	現行の整備目標等の着実な実現	189
(2)	ホームドアの設置とベビーカーの利用環境改善	191
(3)	外出しやすく歩きやすい歩行空間の整備	192
(4)	「心のバリアフリー」の推進	192
(5)	「言葉のバリアフリー」の推進	192
(6)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたさらなるバリアフリー化	193
(7)	コストダウンの促進	194
第4節	旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる	195
(1)	都市鉄道ネットワークの拡大・利便性向上	195
(2)	円滑な道路交通の実現	195
(3)	先進安全自動車(ASV)の開発・実用化・普及	196
(4)	サービスレベルの見える化	196
(5)	ビッグデータの活用による交通計画の策定支援	197
(6)	キャッシュレス決済手段の普及・利便性向上	197
(7)	スマートフォン等を利用した交通に関する情報の提供	197
(8)	既存の道路ネットワークの最適利用	198
(9)	自動運転システムの実現	199
(10)	公共交通機関における運賃の活用	200
(11)	都市鉄道における遅延対策	201
(12)	空港の利用環境の改善	201

(13) 空間の質や景観の向上	201
(14) 自動車関連情報の利活用の推進	201
第2章 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築	203
第1節 我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する	203
(1) 我が国の国際航空ネットワークの一層の拡充	203
(2) LCCやビジネスジェットの利用環境の整備	204
(3) 管制処理能力の向上	204
(4) 首都圏空港のさらなる機能強化	205
(5) 国際拠点空港のアクセス強化	205
(6) 航空物流の機能強化	206
(7) 我が国の公租公課等の見直し	206
(8) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進	206
(9) 大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点確保	208
(10) 地域経済を支える港湾の積極的活用	208
(11) エネルギー調達の多様化等に対応した安定的な輸送の実現	208
(12) 新たな航路を通じたエネルギー輸送に係る課題の解決	209
(13) コンテナラウンドユースの促進等による国際海上物流システムの改善	209
(14) アジアにおける国内外一体となったシームレスな物流	209
(15) 日本商船隊の競争基盤の強化	209
(16) 農林水産物等の輸出や中小企業の海外展開の物流面からの支援	210
第2節 地域間のヒト・モノの流動を拡大する	211
(1) LCCの参入促進など我が国国内航空ネットワークの拡充	211
(2) 新幹線ネットワークの着実な整備	211
(3) 高速道路ネットワークの整備と既存の道路ネットワークの有効活用	212
(4) 安全で利用しやすい高速バスネットワークの拡充	213
(5) 空港経営改革の着実な推進	213
(6) 複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等の整備	214
(7) ヒト・モノの移動が地域の隅々まで行き渡るような国内交通ネットワークの形成	214
(8) 零細内航海運事業者の基盤強化	214
(9) 鉄道による貨物輸送の拡大	214
第3節 訪日外客4000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める	215
(1) 交通関連分野での訪日外国人旅行者の受入環境整備	215
(2) わかりやすい道案内の取組推進	216
(3) クルーズを安心して楽しめる環境整備	217
(4) 訪日外国人旅行者の国内各地への訪問促進	217
(5) 「手ぶら観光」の促進	218
(6) 「道の駅」のゲートウェイ機能強化・充実と観光地周辺の自転車利用環境の改善	218

(7) 観光地におけるMaaSや、企画乗車券の導入等	218
(8) 広域的な連携による国内外の観光客の呼び込み	219
(9) 航空会社の新規路線開設・就航の促進	219
(10) 広域周遊観光の促進	219
(11) 交通そのものを観光資源とする取組の促進	219
(12) 「観光ビジョン実現プログラム2019」の改定への対応	220
(13) 「日ASEANクルーズ振興プロジェクト」	220
第4節 我が国の技術とノウハウを活かした交通インフラ・サービスをグローバルに展開する	221
(1) 交通関連技術・ノウハウの輸出の推進	221
(2) 交通事業・都市開発事業の海外市場への我が国事業者の参入促進	221
(3) 交通分野における我が国の規格、基準、システム等の国際標準化	222
(4) 洋上ロジスティックハブ等の開発支援	223
(5) 海上輸送の安全確保への積極的な参画	223
(6) 我が国の交通関連企業の進出先での人材の確保・育成	223
第3章 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり	225
第1節 大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする	225
(1) 交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策	225
(2) 信号機電源付加装置の整備、環状交差点の活用	227
(3) 無電柱化の推進	228
(4) 交通インフラの戦略的な維持管理・更新や老朽化対策	228
(5) 地震発生時の安全な列車の停止	230
(6) 新幹線の大規模改修への対応	230
(7) 避難・緊急輸送のための代替ルートの確保・輸送モード間の連携	230
(8) 災害発生時における輸送手段の確保や円滑な支援物資輸送	231
(9) 避難誘導のための適切な情報発信、船舶やバス車両等の活用	232
(10) 帰宅困難者・避難者等の安全確保	232
(11) 港湾等における船舶の避難誘導等	233
(12) 防災気象情報の改善や適時・的確な提供	233
(13) 「津波救命艇」の普及	234
(14) 災害時の機能維持のための代替ルートの確保、災害に強いシステム等	234
(15) 老朽化車両・船舶の更新、インフラの維持管理	234
第2節 交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する	236
(1) 監査の充実強化	236
(2) 運輸安全マネジメント制度	237
(3) 新技術の活用や設備投資への支援	238
(4) 交通事業者に対する事故発生時の対処方策の徹底	239
(5) 交通分野でのテロ対策の推進	240
(6) 交通関連事業の基盤強化と適正な競争環境の整備	241

(7) 我が国の交通を支える自動車産業に関する取組	242
(8) 航空機整備事業（MRO）の国内実施の促進	242
(9) 自動車事故被害者に対する支援の充実	242
第3節 交通を担う人材を確保し、育てる	243
(1) 輸送を支える人材の確保や労働条件・職場環境の改善	243
(2) 交通事業における若年層、女性、高齢者の活用と海洋開発人材（海洋開発関連技術者）の育成	244
(3) モーダルシフト等による物流の省労働力化	245
(4) 地域の交通計画づくりを担う人材の育成	246
第4節 さらに低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める	247
(1) 次世代自動車の一層の普及	247
(2) 自動車を排出源とするCO ₂ の削減	247
(3) 環境に優しいエネルギーの安定的な輸送の実現	248
(4) 自動車等の排出ガス規制と交通騒音対策	248
(5) バラスト水管理の円滑な実施	249
(6) 道路交通における交通流・環境対策	249
(7) 省エネ設備・機器の導入等	249
(8) 燃料電池自動車の本格的な普及	250
(9) 天然ガス燃料船や水素燃料電池船の導入・普及等	250
(10) 環境に優しいグリーン物流の実現	250

第Ⅲ部の構成は、「交通政策基本計画」（2015年2月13日閣議決定）の構成に準じている。

（注）本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

はじめに

我が国は、人口減少・超高齢社会への対応、デジタル化・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、防災・減災、国土強靱化、2050年カーボンニュートラルの実現、新型コロナウイルス感染症への対応など、多様かつ重大な課題に直面している。

我が国が直面する課題に対し、交通の分野で政府を挙げて取り組むため、2013年11月27日に交通政策基本法（平成25年法律第92号）が成立し、同年12月4日に公布・施行された。そして、同法第15条に基づき、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画が2015年2月13日に閣議決定された。さらに、2021年5月28日に同計画は改定され、計画期間は2025年度までとされた。

同法第14条においては、政府は、毎年、交通の動向及び政府が講じた施策に関する報告並びに講じようとする施策についての文書（以下「交通政策白書」という。）を国会に提出しなければならないこととされている。この規定に基づき、交通政策白書は、2015年以降毎年、閣議決定の上で国会報告されており、これは7度目の交通政策白書である。

今回の交通政策白書の第Ⅰ部「交通の動向」においては、交通を取り巻く社会・経済の動向、各分野の交通の輸送量・ネットワーク・交通事業等の動向について、新型コロナウイルス感染症による交通分野への影響等を含め、できる限り多くのデータを用いて、整理・分析して示した。

また、第Ⅱ部「コロナ禍を乗り越え、進化する交通」においては、コロナ禍が社会・交通に与えた影響について、繰り返すパンデミックの歴史を振り返り、移動量と経済の関係を考察し、人々の生活意識・行動の変化を分析した上で、コロナ禍を乗り越えるための交通政策と、新たなニーズに対応するための進化について紹介した。

そして、第Ⅲ部及び第Ⅳ部においては、交通政策基本計画に掲げられた施策ごとに、2020年度に講じた施策及び2021年度に講じようとする施策を整理した。これらは、交通政策基本計画の進捗状況のフォローアップとしての意義を有するものであり、同計画に掲げられた数値指標の進捗状況も含め、可能な限り詳細に記述することとした。

我が国が直面する経済面・社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支える交通体系を構築していくために、今後、交通政策基本法の示す交通政策の基本的な方向性を十分に踏まえた上で、引き続き、交通政策基本計画を着実に実施していくことが必要となる。そして、計画の実現に当たっては、交通政策基本法に示されているとおり、国、自治体、交通関連事業者、交通施設管理者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が、十分な連携・共同の下に取り組んでいく必要がある。本白書がこれらの取組を円滑かつ的確に進捗させるための一助になることを強く期待するものである。